

ウ それ以外の事業者が届出する場合

- ・ 附属書
- ・ 排出事業場(発生場所)の案内図
- ・ 収集運搬業許可証のコピー(業者に運搬を委託する場合のみ)
- ・ 指示を受けた書類

(3) 書類提出時の注意事項

- ・ 資源循環公社の届出書受付時間は午前が8時45分から12時まで、午後が1時から5時までとなります。
- ・ 安定型産業廃棄物と管理型産業廃棄物は届出の様式が異なり、両方を搬入する場合はそれぞれ届出書を提出します。
- ・ アスベストを含有しているものと含有していないものは届出の様式が異なり、両方を搬入する場合はそれぞれ届出書を提出します。
- ・ 同一工事で2枚以上の届出書を提出する場合は、添付資料(契約書のコピー、現場案内図、収集運搬許可証のコピー)は1部だけ提出すれば足ります。
- ・ 公共事業、あるいは20t以上の搬入があり料金の後納を希望する場合は、上記届出書と一緒に後納承認申請書を提出します。

(4) 届出事項の変更が生じた場合の手続

搬入届出書の記載事項に変更が生じた場合、新規の搬入手続等が必要となります。なお、必要な手続を執らずに南本牧処分場に搬入した場合、**搬入廃棄物の受入が認められません**ので御注意ください。

事 例	必要な手続
搬入量が増加する場合	新規の搬入手続(届出)が必要です。新規届出も、搬入希望日の3日前までに済ませてください。
搬入期間を延伸する場合 (ただし、延伸期間はその年度内に限る。)	
産業廃棄物の種類について追加又は変更がある場合	
自己運搬車両について追加又は変更がある場合	新規の搬入手続は不要ですが、資源循環公社に書類提出が必要です。提出書類については資源循環公社へお問い合わせください。
運搬委託業者(収集運搬許可業者)を変更する場合	
上欄以外の変更事項がある場合	新規の搬入手続又は資源循環公社への書類提出が必要となりますので、資源循環公社又は産業廃棄物対策課へお問い合わせください。